

※今後内容を変更する可能性があります。

### 貸出施設利用料金(予定)

〈各施設の利用時間と利用料金〉

県民ギャラリー 423 m<sup>2</sup>

利用料金	入場料を徴収して利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合
県民ギャラリー全体 423 m <sup>2</sup>	30,420 円×6 日間	23,400 円×6 日間
県民ギャラリーA (1/2) 239 m <sup>2</sup>	15,210 円×6 日間	11,700 円×6 日間
県民ギャラリーB (1/2) 184 m <sup>2</sup>		

※県民ギャラリーA 及び B は面積・仕様等が異なります。[貸出施設図面](#)をご確認ください。

多目的ルーム 234 m<sup>2</sup>

文化芸術活動に利用する場合

利用料金	入場料を徴収して利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合
多目的ルーム (9:00~17:00)	17,940 円	13,800 円
多目的ルーム (9:00~12:30)	7,800 円	6,000 円
多目的ルーム (13:00~17:00)	8,970 円	6,900 円

文化芸術活動以外に利用する場合

利用料金	入場料を徴収して利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合
多目的ルーム (9:00~17:00)	71,760 円	55,200 円
多目的ルーム (9:00~12:30)	31,460 円	24,200 円
多目的ルーム (13:00~17:00)	35,880 円	27,600 円

※県民ギャラリーは1週間単位（木曜日から翌火曜日まで、休館日を除く）

多目的ルームは半日単位（9:00～12:30 もしくは 13:00～17:00）の貸し出しとなります。  
※連続して利用できる期間は県民ギャラリーは2週間以内、多目的ルームは3日以内とします。

※利用時間には準備・後片付けの時間も含まれます。17:00 に退館してください。

次の事項について利用料の減免を受けることができます。（予定）

減免対象	減免率
国または地方公共団体が主催又は共催	100分の50
県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校または特別支援学校が美術に関連する催物を行うとき	100分の100
県内の専修学校・各種学校、大学または高等専門学校が美術に関連する催物を行うとき	100分の50

→[③施設利用料金減免申請書（様式3）](#)

〈納入時期〉

利用承認通知書と同時に納付書を送付します。銀行振込を行ってください。

納入期限：前納（承認日から県民ギャラリーは30日以内、多目的ルームは7日以内）

※承認日から開催日が納入期限未満の場合は、開催日前日までに納入してください。前納が困難な場合は別途ご相談ください。

〈[備品貸出](#) 貸出施設利用ガイド ご利用の手順（備品利用）をご覧ください。

→[貸出施設利用ガイド](#)